



横浜事務所 〒221-0056
 横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851
 銀座事務所 〒104-0061
 東京中央区銀座 6-2-1 ダヴィンチ銀座ビル 2 階
 TEL 03-3573-0070 FAX 03-3572-2480
<http://www.supt.jp/>

“Win Win World”

平成 22 年度税制改正—グループ法人税制

平成 22 年度税制改正法案が 2 月審議され、例年の流れから 3 月末には成立すると予想されています。

その中で、話題となっているのがグループ法人税制です。この税制は、100%グループ内での資産の譲渡や金銭のやり取りを円滑にするために、資産の譲渡損益を認識せず、また、金銭等による寄付金も無税とするものです。例えば、簿価 1 億円、時価 3 億円の土地を完全子会社に譲渡する場合、現在の税制では、親会社側で譲渡益が 2 億円発生し、課税が生じます。しかし、平成 22 年 10 月以降に譲渡した場合、上記の土地が簿価 1 億円で子会社に移動し、譲渡損益は発生しないこととなります。土地を購入した子会社が、外部へ土地を譲渡した際に、初めて譲渡損益を認識することになります。この税制により、譲渡益は課税されませんが、逆に節税目的の譲渡損も計上できなくなります。そのため、100%グループ内で譲渡損を認識したい場合は、平成 22 年 9 月までに譲渡する必要があります。もう一つ注意が必要なのは、対象資産の範囲です。その範囲は連結納税の範囲と同様ですが、棚卸資産や簿価が 1,000 万円未満の資産は除かれます。

次に、寄付金の新たな取扱いですが、例えば、完全子会社に 1 億円金銭の贈与をしたとします。これまでは寄付した親会社は寄付金として一定の損金算入額を超える部分の金額は損金とされず、また、子会社側では、受贈益として課税されていました。しかし、今後、寄付した側は全額損金とされない代わりに、受取側も全額益金とされないこととなります。この税制を使うことで、今まで貸付で行っていた資金調達を寄付による方法に変えることもできますし、子会社への貸付金を債権放棄しても子会社側の欠損金の残高を気にする必要はなくなります。

このグループ法人税制が資産の再配分を考えるきっかけとなるかもしれません。

印紙税の不思議

今回は印紙税のお話です。17 世紀にオランダの税務職員が戦費調達のために発明し、19 世紀半ばに日本でも導入されました。私達税理士事務所から見ても「身近なのに見落としがちな税」として認識されており、税務調査での予期せぬ指摘に驚くことがあります。

印紙税の不納付が怖い理由は主に 2 つあります。1 つは経営者や税理士の預かり知らぬところで印紙税の納税義務が発生していることがあり、大量かつ長期にわたって放置されることです。営業担当が顧客と取り交わした書類に含まれていたり、自動販売機のような機械が発行している書類に含まれていたりします。まさに「事件は現場で起きている」のです。

この対策は、営業社員研修やレジ担当研修に印紙税講義を導入していただき、一定程度の知識を深める必要があることを、経営者自身に意識していただく必要があります。

もう 1 つの理由は印紙税のペナルティが非常に重いことです。印紙税の不納付を税務署から指摘されますと本来納付すべき金額の 3 倍の過怠税が課せられます。このペナルティは損金不算入と呼ばれ、法人税計算上の費用にもなりません。自主的に申し出た場合でも 1.1 倍の過怠税が課せられます。ペナルティが重い理由は印紙自体が有価証券としての性質を有していることに起因しています。お札をコピーして利用したら犯罪として罰せられることは子供でも知っていることですが、印紙のコピーも同様です。間違ってもイタズラ心を起さないでください。

印紙税でよくある誤解を 2 点ご紹介します。1 点目は領収書についてですが、より正確に表現しますと「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」と定義されていますので、売掛金と買掛金を相殺したことを領収書に記載して発行した場合は金銭の受取がありませんので印紙税はかかりません。もう 1 点は賃貸契約書のような本来非課税の文書に「甲は乙から敷金および 1 か月分賃料 × × 円を受領した。」と記載してしまい、契約書でありながら領収書機能が発生してしまう文書です。別途領収書が発行されていても、この契約書にも領収書として印紙税を納める必要があります。